

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

報告事項件名	頁
(1) 環境基本計画の策定状況について . . . . .	2
(2) 資源持去り防止対策の令和7年度実施結果等について . . . . .	4
(3) 家庭用廃食油回収の令和7年度実施結果等について . . . . .	7
(4) 家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について . . . . .	10
(5) プラスチック分別回収モデル事業の実施状況について . . . . .	14
(6) ごみ屋敷対策の実施結果について . . . . .	16
(7) 不法投棄対策の実施結果について . . . . .	20
(8) 落書き対策の実施結果について . . . . .	26
(9) 公害苦情相談と環境調査結果について . . . . .	28

(環 境 部)

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	<b>環境基本計画の策定状況について</b>				
所管部課名	環境部環境政策課				
内容	<p>令和8年度末の策定を目指し、環境審議会に諮問し第四次環境基本計画の検討を進めている。令和8年度第1回環境審議会における審議の概要について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 環境審議会開催日時・出席委員数</b></p> <p>(1) 開催日時 令和8年5月28日(木) 午前9時30分から11時45分まで</p> <p>(2) 出席委員数 15名の委員のうち15名出席</p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>第四次足立区環境基本計画の素案を作成し、前回までの審議会での審議内容や委員意見の反映状況について共有した。</p> <p>(1) 施策群の目標に関する意見の反映 令和7年度第3回環境審議会でご意見をいただいた施策群の目標について、「目指す姿」として見直した。 (別添1、令和8年度第1回環境審議会資料2、3ページ参照)</p> <table border="1" data-bbox="437 1308 1442 1559"> <tr> <td data-bbox="437 1308 644 1406">いただいたご意見</td> <td data-bbox="644 1308 1442 1406">「ごみの量を減らす」や「身近な自然を守り増やす」など、表現が単純すぎて施策の内容が見えにくい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1406 644 1559">見直し点</td> <td data-bbox="644 1406 1442 1559">施策により何がどうなるのかを明確にし、上位計画である足立区基本計画と同様に「目指す姿」として設定した。</td> </tr> </table> <p>(2) 施策等への意見の反映 別添1、令和8年度第1回環境審議会資料4～9ページにこれまで審議会でごいただいたご意見と反映内容についてまとめた。 別添2、第四次足立区環境基本計画素案の第4章(30ページから)、各柱立ての施策群において、「施策と具体的な取組み」として示したほか、解説やコラムを用いて内容をわかりやすく補足している。</p> <p>(3) 行動指針に関する意見の反映 別添2、第四次足立区環境基本計画素案の第6章(104ページから120ページ)に区民、事業者、区それぞれの行動指針を計画の柱ごとにイラスト入りでわかりやすく設定した。区民、事業者の行動指針には、併せて区の支援策も掲載している。</p>	いただいたご意見	「ごみの量を減らす」や「身近な自然を守り増やす」など、表現が単純すぎて施策の内容が見えにくい。	見直し点	施策により何がどうなるのかを明確にし、上位計画である足立区基本計画と同様に「目指す姿」として設定した。
いただいたご意見	「ごみの量を減らす」や「身近な自然を守り増やす」など、表現が単純すぎて施策の内容が見えにくい。				
見直し点	施策により何がどうなるのかを明確にし、上位計画である足立区基本計画と同様に「目指す姿」として設定した。				

いただいたご意見	長野県飯田市の場面別取組事例集のような場面を想定した具体的な取組みを入れるべき。
見直し点	① タイトルを設定し目的や状況別に行動をまとめた。 ② 「すぐ実践できる」ことを重視し、取組みやすいものから順に表示した。

### 3 主な意見

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和7年度の専門部会で委員から挙げられた「断熱窓の導入」や「プラスチック分別の実践」など、実体験に基づく意見を計画の中で紹介すると取組が身近に感じられて良い。</li> <li>② 足立区の先進的な取組であるごみ屋敷対策を前面に押し出してアピールしてはどうか。</li> <li>③ 「環境保全行動指針」はイラスト入りでわかりやすく良いものになってきている。別冊版として取組の啓発にも活用してほしい。</li> <li>④ 自然体験のメニューについて、(小さな子どもなど)誰でも気軽に参加できる多様性のあるプログラムを実施してほしい。</li> <li>⑤ 足立区が他区より優れている点(強み)や、今後努力が必要な点などを見える化しわかりやすく示してもらいたい。</li> </ul> |
|---|

### 4 計画策定に向けた今後のスケジュール(予定)

令和8年 9月	令和8年度第2回環境審議会 (答申)
令和8年11月	産業環境委員会において答申内容及びパブリックコメント実施に関する報告
令和8年11月	パブリックコメント実施
令和9年 1月	産業環境委員会においてパブリックコメント実施結果を報告
令和9年 2～3月	第四次足立区環境基本計画完成予定

### 5 今後の方針

第2回審議会で答申を受けた後は、パブリックコメントを実施し、広く区民の意見を集約、反映させたいと新たな環境基本計画を完成させていく。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	資源持去り防止対策の令和7年度実施結果等について													
所管部課名	環境部ごみ減量推進課													
内容	<p>資源持去り防止対策の令和7年度の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 資源持去り防止対策の実績について</b></p> <p><b>(1) 目的や意義</b></p> <p>本対策は資源の循環利用促進や地域の治安・公衆衛生の維持、排出者の個人情報保護の徹底等を通じて、安全で安心なまちづくりを担っている。</p> <p><b>(2) パトロール実績等</b></p> <p>資源持去り防止指導員と民間委託パトロールによる実績及び分析は以下のとおりである。</p> <p><b>ア パトロール体制</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1041 1417 1780"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>パトロール実施主体</th> <th>パトロール実施日時</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>資源持去り防止指導員 (会計年度任用職員) ※ 車両1台で2人体制</td> <td>月曜～土曜日 午前7時から11時</td> <td>警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">民間委託パトロール ※ 車両1台で2人体制</td> <td>【通常パトロール】 月曜～土曜日 午前4時から8時</td> <td rowspan="2">持去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。</td> </tr> <tr> <td>【臨時パトロール】 通常パトロールの時間帯以外にパトロールを実施する場合、任意の時間帯で実施</td> </tr> </tbody> </table>	項番	パトロール実施主体	パトロール実施日時	役割	1	資源持去り防止指導員 (会計年度任用職員) ※ 車両1台で2人体制	月曜～土曜日 午前7時から11時	警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。	2	民間委託パトロール ※ 車両1台で2人体制	【通常パトロール】 月曜～土曜日 午前4時から8時	持去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。	【臨時パトロール】 通常パトロールの時間帯以外にパトロールを実施する場合、任意の時間帯で実施
項番	パトロール実施主体	パトロール実施日時	役割											
1	資源持去り防止指導員 (会計年度任用職員) ※ 車両1台で2人体制	月曜～土曜日 午前7時から11時	警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。											
2	民間委託パトロール ※ 車両1台で2人体制	【通常パトロール】 月曜～土曜日 午前4時から8時	持去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。											
		【臨時パトロール】 通常パトロールの時間帯以外にパトロールを実施する場合、任意の時間帯で実施												

イ 資源持去り防止パトロール注意等の実績

(単位：件)

年度	① 資源持去り防止指導員					② 民間	合計 ①+②
	注意	過料	収集運搬 禁止命令	氏名等 公表	罰金	注意	
R6	2,618	9	17	11	0	1,641	4,296
R7	2,872 (+254)	29 (+20)	13 (△4)	6 (△5)	2 (+2)	1,312 (△329)	4,234 (△62)

(参考) 時間帯別パトロール実施 (令和7・8年度比較)

(単位：件)

	4時 ～	5時 ～	6時 ～	7時 ～	8時 ～	9時 ～	10時 ～	他の 時間	計
注意 R7	20	356	555	1,104	1,162	848	37	(102)	4,184
R7	民間パト AM. 4～8				区職員パト AM. 7～11				
R8	民間パト AM. 5～9				←1時間後ろ倒し(8時台の強化) 区職員パト AM. 7～11				

ウ 分析

(ア) 資源持去り者の活動時間の特定

資源持去り防止指導員の注意件数が増加 (+254件) し、民間委託パトロールは減少 (△329件) した。

増減を時間帯別で見ると、午前7時台から8時台 (資源持去り防止指導員) を中心に注意件数が増加し、早朝の午前4時台から6時台 (民間委託パトロール) を中心に注意件数が減少した。トータルで見ると、注意件数はごみ出しの基本ルール時刻に近い午前7時台から8時台にピークを迎えており、この時間帯に資源持去り者が多く活動していることが分かる。

(イ) 過料件数の増加

過料の件数が前年度比で増加 (+20件) した。あだち広報やSNSで持去り行為の通報を呼び掛けたことで区民から情報提供が増え、効果的なパトロールに結び付いたことが主な原因と分析する。

### (ウ) 繰り返し行政処分(※)を受けた者の増加

行政処分を受けた者の半数以上が、過去にも同一の処分を受けている。再違反率は前年度比で減少したものの、処分者数および再違反者数はいずれも増加に転じている。

依然として違反を繰り返す者が後を絶たず、一度の行政処分では持去り行為を十分に抑止できていない実態が確認できる。

年度	① 行政処分※を受けた者	② ①のうち再違反者	②/① 再違反率
R 6	26人	19人	73.0%
R 7	42人 (+16人)	23人 (+4人)	54.7% (△18.3%)

※ 行政処分＝過料/収集運搬禁止命令をいう。

## 2 令和8年度の主な取り組み

### (1) パトロール時間変更による監視体制の強化

民間委託パトロール時間帯を午前5時から9時(1時間後ろ倒し)に変更する。注意件数実績が多い午前8時台の巡回を強化し、実態に即した監視体制とする。

### (2) 警察署との情報発信における連携強化

資源持去りを繰り返す者について、引き続き区内警察署と連携して取り締まりを実施する。摘発実績を区と警察の双方から公表するなど、積極的に情報発信を行い、持去り行為への抑止力を高めていく。

### (3) 持去り行為の再発を抑止する新たな対策の導入

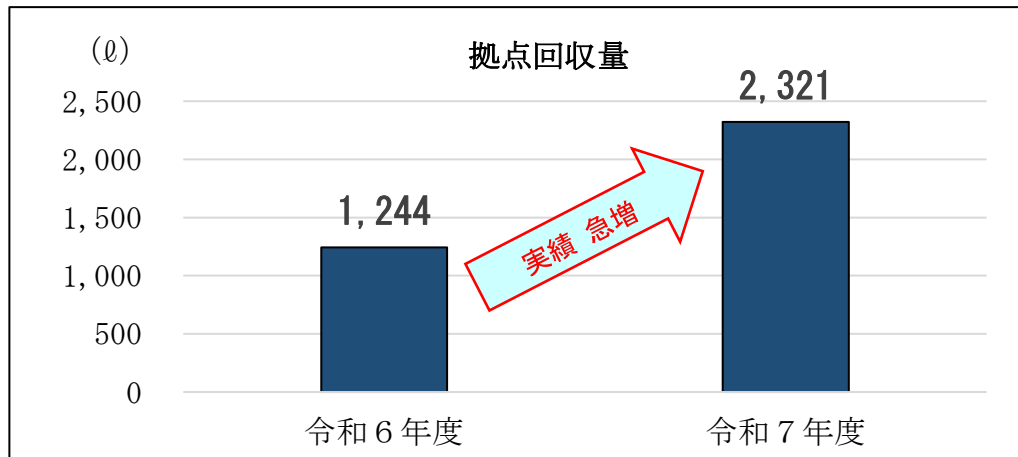
資源持去りの繰り返しを防ぐため、弁護士等とも相談のうえ、資源持去り者や買取事業者に対する対策の強化など、実効性の高い取り組みを検討していく。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	家庭用廃食油回収の令和7年度実施結果等について																																																
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																																																
内容	<p>家庭用廃食油回収の令和7年度の実績等について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 回収実績について</b></p> <p>令和7年度は合計2,321リットル(ℓ)の回収を達成し、事業開始年度(令和6年度:1,244ℓ)と比べ1,000ℓ以上増加した。</p> <p>増加理由として、①新たな回収拠点の拡充(3拠点を増設:鹿浜地域学習センター・あだち産業センター・本庁舎)、②「持続可能な航空燃料(SAF)のための回収」という話題性・意外性によるものと分析する。</p> <p><b>【参考1】令和7年度回収実績 拠点別・月別一覧 ★令和7年度新規 (単位:ℓ)</b></p>																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回収月 拠点</th> <th>4~6月</th> <th>7~9月</th> <th>10~12月</th> <th>1~3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 保塚地域学習センター</td> <td>185</td> <td>202</td> <td>275</td> <td>217</td> <td>879</td> </tr> <tr> <td>2 足立清掃事務所</td> <td>114</td> <td>110</td> <td>85</td> <td>135</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>★3 鹿浜地域学習センター</td> <td>62</td> <td>85</td> <td>50</td> <td>56</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>★4 あだち産業センター</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>46</td> <td>73</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>★5-1 本庁舎(第3土曜日)</td> <td>136</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>37</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>★5-2 本庁舎(平日)</td> <td></td> <td>74</td> <td>127</td> <td>98</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>518</td> <td>548</td> <td>639</td> <td>616</td> <td>2,321</td> </tr> </tbody> </table>	回収月 拠点	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計	1 保塚地域学習センター	185	202	275	217	879	2 足立清掃事務所	114	110	85	135	444	★3 鹿浜地域学習センター	62	85	50	56	253	★4 あだち産業センター	21	22	46	73	162	★5-1 本庁舎(第3土曜日)	136	55	56	37	284	★5-2 本庁舎(平日)		74	127	98	299	合計	518	548	639	616	2,321
	回収月 拠点	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計																																											
1 保塚地域学習センター	185	202	275	217	879																																												
2 足立清掃事務所	114	110	85	135	444																																												
★3 鹿浜地域学習センター	62	85	50	56	253																																												
★4 あだち産業センター	21	22	46	73	162																																												
★5-1 本庁舎(第3土曜日)	136	55	56	37	284																																												
★5-2 本庁舎(平日)		74	127	98	299																																												
合計	518	548	639	616	2,321																																												
<p>令和7年度 回収量推移</p>																																																	

## 【参考2】 廃食油回収の実績 年度推移



## 【参考3】 S A Fについて

持続可能な航空燃料（S A F）は、使用済み食用油（廃食油）等を原料に製造され、従来の化石燃料由来のジェット燃料と比べ、CO<sub>2</sub>の排出量の大幅な削減が可能。政府は2030年までに国内の航空会社が使用する燃料の10%をS A Fに置き換えることを目標としている。

## 2 周知・啓発活動について

令和7年度は区内5つのイベントに出展。来場者の主な興味は、VR体験（回収した廃食油がS A Fになるまでを映像体験できる）及び飛行機消しゴム・漏斗の配布に集まった。

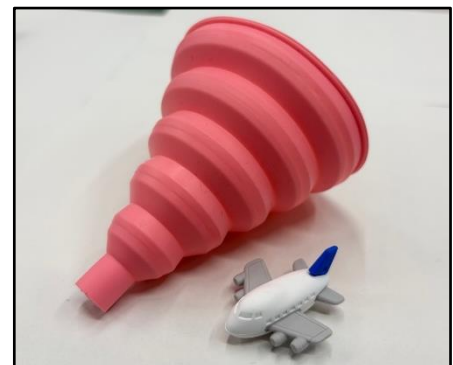
廃食油回収も同時に実施し、合計104リットル（ℓ）を回収した。

### イベント出展

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① しょうぶまつり&世界の食広場    | (令和7年 6月) |
| ② あだち区民まつり「A-FESTA」 | (令和7年10月) |
| ③ 暮らしフェスタ「消費者生活展」   | (令和7年10月) |
| ④ L・フェスタ2025あだち     | (令和7年11月) |
| ⑤ 舎人公園千本桜まつり        | (令和8年 3月) |



VR体験の様子



飛行機消しゴム・漏斗

### 3 現状の課題及び今後の方針

- (1) 令和8年度は拠点を中心に拡充し5拠点から7拠点となった(梅田地域学習センター・環境情報プラザを追加)。近隣町会や自治会には回収の前に情報提供を行い、新たな拠点での回収量増加を目指す。
- (2) 既存の拠点間で回収量に差が生じているため、実績のある拠点の好事例を他の拠点に横展開し、全体の底上げを図る。
- (3) 回収実績が少ない拠点への情報発信の強化、区イベントでの体験型展示の積極的な出店など、廃食油回収に対する区民の行動変容に繋がる取組みを進める。
- (4) 区内イベント出展、体験型展示によるアピールにより一層取組み、「楽しみながら行動できる資源回収」を目指す。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	<b>家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について</b>																																																							
所管部課名	環境部足立清掃事務所 環境部ごみ減量推進課																																																							
内容	<p>令和3年度から令和7年度までのごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）、資源化量及び資源化率について、以下のとおり報告する。 令和6年度と比較すると、家庭ごみ排出量及び資源回収量（行政回収、集団回収）とも減少した。</p>																																																							
	<p><b>1 家庭ごみ排出量の推移及び1人1日あたりの排出量 【グラフ1参照】</b> (前年度より微減) (単位：t)</p>																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> <th colspan="2">前年度比</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>(t)</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>125,141</td> <td>122,006</td> <td>118,406</td> <td>115,357</td> <td>114,184</td> <td>▲1,173</td> <td>▲1.0</td> </tr> <tr> <td>燃やさないごみ</td> <td>3,103</td> <td>2,805</td> <td>2,677</td> <td>2,630</td> <td>2,580</td> <td>▲51</td> <td>▲1.9</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>5,755</td> <td>5,211</td> <td>4,843</td> <td>4,932</td> <td>4,766</td> <td>▲166</td> <td>▲3.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>133,999</td> <td>130,022</td> <td>125,927</td> <td>122,919</td> <td>121,529</td> <td>▲1,390</td> <td>▲1.1</td> </tr> <tr> <td>1人1日あたり 排出量 (g)</td> <td>532.8</td> <td>516.2</td> <td>496.3</td> <td>482.3</td> <td>473.4</td> <td>▲9</td> <td>▲1.8</td> </tr> </tbody> </table>	年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比							(t)	(%)	燃やすごみ	125,141	122,006	118,406	115,357	114,184	▲1,173	▲1.0	燃やさないごみ	3,103	2,805	2,677	2,630	2,580	▲51	▲1.9	粗大ごみ	5,755	5,211	4,843	4,932	4,766	▲166	▲3.4	計	133,999	130,022	125,927	122,919	121,529	▲1,390	▲1.1	1人1日あたり 排出量 (g)	532.8	516.2	496.3	482.3	473.4	▲9	▲1.8
	年度		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比																																																
							(t)	(%)																																																
燃やすごみ	125,141	122,006	118,406	115,357	114,184	▲1,173	▲1.0																																																	
燃やさないごみ	3,103	2,805	2,677	2,630	2,580	▲51	▲1.9																																																	
粗大ごみ	5,755	5,211	4,843	4,932	4,766	▲166	▲3.4																																																	
計	133,999	130,022	125,927	122,919	121,529	▲1,390	▲1.1																																																	
1人1日あたり 排出量 (g)	532.8	516.2	496.3	482.3	473.4	▲9	▲1.8																																																	
<table border="1"> <tr> <td><b>【令和7年度】</b></td> <td>目標値</td> <td><b>460</b></td> </tr> <tr> <td>1人1日あたり排出量 (g)</td> <td>達成率</td> <td><b>97.2%</b></td> </tr> </table> <p>(低減目標)</p>	<b>【令和7年度】</b>	目標値	<b>460</b>	1人1日あたり排出量 (g)	達成率	<b>97.2%</b>																																																		
<b>【令和7年度】</b>	目標値	<b>460</b>																																																						
1人1日あたり排出量 (g)	達成率	<b>97.2%</b>																																																						
<p>※ ごみ量の中には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業ごみを含む。 ※ 各数値は端数処理しているため、合計と一致しない場合あり。</p>																																																								
<div data-bbox="352 1473 1442 2101"> <p style="text-align: center;"><b>家庭ごみ排出量の推移</b> <span style="float: right;">グラフ1</span></p> <p>The chart displays the following data points for per capita disposal amount (g):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3: 532.8</li> <li>令和4: 516.2</li> <li>令和5: 496.3</li> <li>令和6: 482.3</li> <li>令和7: 473.4</li> </ul> </div>																																																								

## 2 資源化量 【グラフ2参照 12ページ】

(単位：t)

※ 各数値は端数処理しているため、合計と一致しない場合あり。

(1) 行政回収：集積所を使用した区による回収（前年度より微減）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比	
						(t)	(%)
古紙	9,828	9,586	9,201	9,201	9,188	▲13	▲0.1
びん	4,740	4,520	4,348	4,155	3,986	▲170	▲4.1
缶	1,515	1,436	1,378	1,325	1,250	▲75	▲5.7
ペットボトル	2,944	2,982	3,059	3,099	3,091	▲8	▲0.3
食品トレイ	4	4	4			-	-
プラスチック				1,150	1,129	▲21	▲1.8
計	19,031	18,528	17,990	18,930	18,644	▲286	▲1.5

(2) 燃やさないごみ：金属や小型家電類等を選別（前年度より微減）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比	
						(t)	(%)
ごみ量 (A)	3,103	2,805	2,677	2,630	2,580	▲51	▲1.9
資源化量 (B)	2,814	2,542	2,412	2,373	2,325	▲48	▲2.0
資源化率 (B/A)	90.7%	90.6%	90.1%	90.2%	90.1%	-	▲0.1

【令和7年度】 資源化率（燃やさないごみ）	目標値	90.0%
	達成率	100.1%

(3) 粗大ごみ：金属や木製家具、布団等を選別（前年度より微増）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比	
						(t)	(%)
ごみ量 (A)	5,755	5,211	4,843	4,932	4,766	▲166	▲3.4
資源化量 (B)	1,880	1,683	1,563	1,578	1,588	+10	+0.6
資源化率 (B/A)	32.7%	32.3%	32.3%	32.0%	33.3%	-	+1.3

【令和7年度】 資源化率（粗大ごみ）	目標値	40.0%
	達成率	83.3%

(4) 集団回収：町会、自治会等による自主的な回収（前年度より減）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比	
						(t)	(%)
古紙	7,688	7,302	6,606	6,140	5,772	▲368	▲6.0
びん	1	1	1	1	0	0	▲79.0
缶	383	365	343	326	310	▲16	▲5.0
古布	99	83	78	78	75	▲4	▲4.5
計	8,171	7,750	7,028	6,545	6,157	▲388	▲5.9

3 資源化率【グラフ2参照】（前年度より微減）

（単位：t）

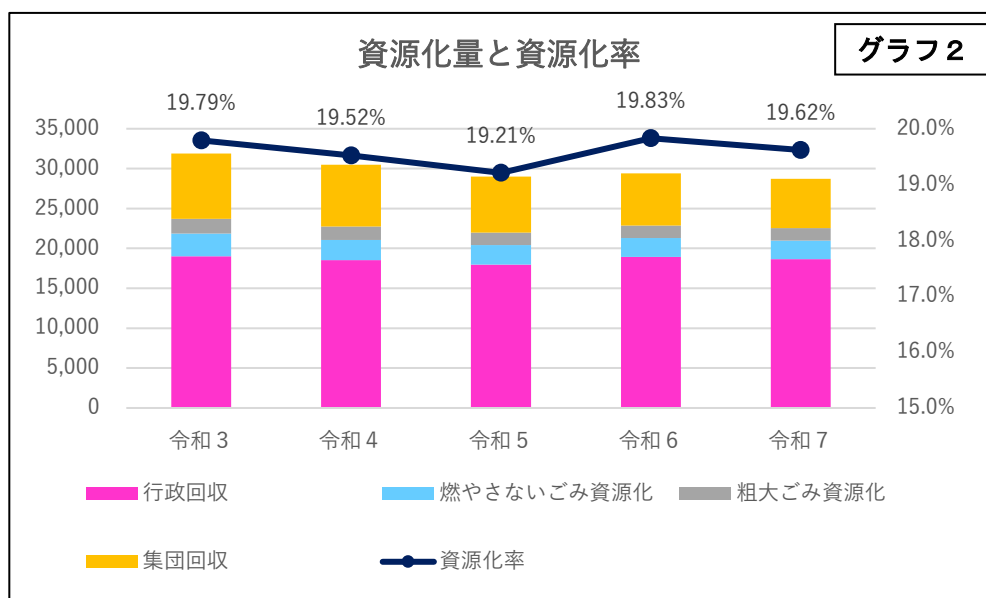
年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	前年度比	
						(t)	(%)
ごみ総量 (A)	161,201	156,300	150,945	148,395	146,330	▲2,064	▲1.4
資源化量 (B)	31,896	30,503	28,993	29,426	28,713	▲713	▲2.4
資源化率 (B/A)	19.79%	19.52%	19.21%	19.83%	19.62%	-	▲0.21

【令和7年度】 資源化率	目標値	21.8%
	達成率	90.0%

※ 資源化率＝資源化量÷ごみ総量

（内訳）資源化量：資源行政回収、燃やさないごみ・粗大ごみ資源化、  
集団回収

ごみ総量：家庭ごみ排出量、資源行政回収、集団回収



#### 4 令和8年度プラスチック回収（区内全域実施）の推計

	令和8年度（推計）	令和7年度（再掲）
プラスチック 回収量（※1）	7,563 t	1,129 t
資源化率（※2）	24.2%	19.6%

※1 モデル事業の実績から推計

※2 資源化量÷ごみ総量

（内訳）

資源化量：資源行政回収、燃やさないごみ・粗大ごみ資源化、  
集団回収

ごみ総量：家庭ごみ排出量、資源行政回収、集団回収

#### 5 その他

- （1）令和7年度から衣装ケースのリサイクルを開始したことにより、粗大ごみの資源化率が向上した。
- （2）更なるごみの減量及び資源化率の向上のため、プラスチック分別回収の区内全域実施を契機とし、雑がみ等の分別啓発も強化する。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	プラスチック分別回収モデル事業の実施状況について																								
所管部課名	環境部足立清掃事務所																								
内容	<p><b>1 モデル事業におけるプラスチック回収量とCO<sub>2</sub>削減量</b></p> <p>令和6年4月から区内一部地域（千住、新田、小台・宮城地域）で先行実施したプラスチック分別回収モデル事業の実績について、以下のとおり報告する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収量 (A)</td> <td>1,149.54 t</td> <td>1,128.69 t</td> <td>▲20.85 t (▲ 1.8 %)</td> </tr> <tr> <td>資源化量 (B)</td> <td>1,038.43 t</td> <td>1,002.60 t</td> <td>▲35.83 t (▲ 3.5 %)</td> </tr> <tr> <td>資源化率 (B/A)</td> <td>90.3 %</td> <td>88.8 %</td> <td>▲ 1.5 %</td> </tr> <tr> <td>CO<sub>2</sub>削減量</td> <td>1,526.49 t</td> <td>1,473.82 t</td> <td>▲52.67 t (▲ 3.5 %)</td> </tr> <tr> <td>【参考】 燃やすごみに含まれるプラスチック割合 (組成調査結果)</td> <td>9.8 % (令和7年2月実施)</td> <td>10.9 % (令和8年2月実施)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 回収量と資源化量の差は、食品や紙類等の<sup>ざんさ</sup>残渣、金属や医療廃棄物などのリサイクルに適さないもの。          ※ CO<sub>2</sub>削減量は、資源化量1tあたり1.47tで算出。          ※ 組成調査はモデル地区で実施した調査結果。          ※ モデル地区の回収量から、区内全域実施後の推計回収量は、7,500トン程度の見込み。</p>		6年度	7年度	差引	回収量 (A)	1,149.54 t	1,128.69 t	▲20.85 t (▲ 1.8 %)	資源化量 (B)	1,038.43 t	1,002.60 t	▲35.83 t (▲ 3.5 %)	資源化率 (B/A)	90.3 %	88.8 %	▲ 1.5 %	CO <sub>2</sub> 削減量	1,526.49 t	1,473.82 t	▲52.67 t (▲ 3.5 %)	【参考】 燃やすごみに含まれるプラスチック割合 (組成調査結果)	9.8 % (令和7年2月実施)	10.9 % (令和8年2月実施)	—
		6年度	7年度	差引																					
回収量 (A)	1,149.54 t	1,128.69 t	▲20.85 t (▲ 1.8 %)																						
資源化量 (B)	1,038.43 t	1,002.60 t	▲35.83 t (▲ 3.5 %)																						
資源化率 (B/A)	90.3 %	88.8 %	▲ 1.5 %																						
CO <sub>2</sub> 削減量	1,526.49 t	1,473.82 t	▲52.67 t (▲ 3.5 %)																						
【参考】 燃やすごみに含まれるプラスチック割合 (組成調査結果)	9.8 % (令和7年2月実施)	10.9 % (令和8年2月実施)	—																						
	<p>プラスチック回収量と資源化率（月別推移）</p> <p>Legend: 回収量 6年度 (Blue bar), 回収量 7年度 (Pink bar), 資源化率 6年度 (Dark blue line), 資源化率 7年度 (Red line)</p>																								

## 2 プラスチック分別回収（モデル事業）の中で確認できた課題と対策

課題	対策
プラスチックの出し方	<p>(1) 食品などの「固形物」や「液だれ」がない程度に汚れを落とす。</p> <p>(2) 容器等に貼られているラベルやシールは、できるだけはがし、はがれないものはそのまま出す。</p> <p>(3) 内容物が確認できる程度の半透明以上のごみ袋やレジ袋で出す。</p>
プラスチックの保管方法や容積を減らす対策	<p>(1) トレーの四隅に切れ込みを入れ平らにして重ねる。</p> <p>(2) 同じ形状の容器を重ねる。</p>
風等による飛散対策	<p>(1) 燃やすごみ収集時に使用する防鳥ネット(周囲に重りが入っているもの)を活用する。</p>
生ごみや紙おむつの臭い対策 (特に夏場など)	<p>(1) 生ごみは8割を水分が占めるとされているため、水切りの徹底や生ごみ処理機の活用等により、臭いや虫の発生を防ぎ、ごみの減量、ごみ出しの負担や回数を軽減する。</p> <p>(2) 消臭・防臭剤の使用や、乾燥したコーヒーやお茶の出がらしを混ぜると、消臭効果がある。</p> <p>(3) 袋に入れてしっかり結び、密閉構造容器の活用も有効である。</p>

## 3 今後の方針

- (1) 分別回収の必要性や回収量等の実績等について、チラシ等による紙媒体及び区ホームページやSNSを活用したデジタル周知に加えて、イベント等での対面周知により、プラスチック分別回収及び正しい収集日の定着を図る。
- (2) 更なるごみの減量及び資源化率の向上のため、プラスチック分別回収の区内全域実施を契機とし、雑がみ等の分別啓発も強化する。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	ごみ屋敷対策の実施結果について																														
所管部課名	環境部生活環境保全課																														
内容	<p>令和7年度のごみ屋敷対策の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 令和7年度のごみ屋敷対策の対応状況について</b></p> <p>ごみ屋敷対策は、ごみ屋敷要支援者への支援に重点を置き、ごみ屋敷対策相談医、福祉や保健センター等関係機関と連携するなど早期解決を目指してあらゆる手段を活用し、取組を進めている。</p> <p>(1) 相談受付及び解決累計件数（令和8年3月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="386 1245 1428 1491"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■年度当初件数</td> <td>46件</td> <td>47件</td> <td>47件</td> <td>39件</td> <td>36件</td> </tr> <tr> <td>■新規受付</td> <td>30件</td> <td>25件</td> <td>32件</td> <td>33件</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>●解決件数</td> <td>29件</td> <td>25件</td> <td>40件</td> <td>36件</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>●未解決件数</td> <td>47件</td> <td>47件</td> <td>39件</td> <td>36件</td> <td>31件</td> </tr> </tbody> </table> <p>■年度当初件数 ■新規受付 ●解決件数 ●未解決件数</p> <p>※ ごみ屋敷未解決案件31件の内訳については次ページ参照</p>		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	■年度当初件数	46件	47件	47件	39件	36件	■新規受付	30件	25件	32件	33件	29件	●解決件数	29件	25件	40件	36件	34件	●未解決件数	47件	47件	39件	36件	31件
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度																										
■年度当初件数	46件	47件	47件	39件	36件																										
■新規受付	30件	25件	32件	33件	29件																										
●解決件数	29件	25件	40件	36件	34件																										
●未解決件数	47件	47件	39件	36件	31件																										

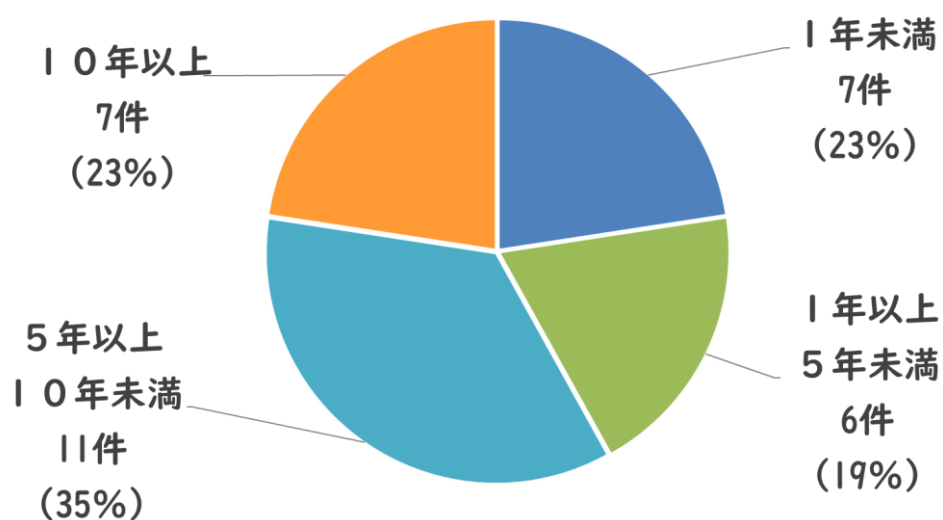
(2) 未解決案件の現状

令和7年度末におけるごみ屋敷未解決案件31件の状況内訳及び要因については、以下のとおりである。

ア 年数要因別分類 (令和8年3月末現在)

年 数	件 数	要 因
10年以上	7件	物への執着、介入拒否など
9年	2件	近隣トラブル、物への執着、介入拒否など
8年	5件	物への執着、介入拒否、所有者不明など
7年	0件	なし
6年	4件	近隣トラブル、物への執着、介入拒否など
5年	0件	なし
4年	1件	物への執着、近隣トラブルなど
3年	1件	物への執着など
2年	0件	なし
1年以上	4件	物への執着、介入拒否など
1年未満	7件	介入拒否など
合 計	31件	

イ 年数別割合



■ 1年未満 ■ 1年以上… ■ 5年以上… ■ 10年以上

ウ 分析

未解決案件31件のうち、指導期間が5年以上に及ぶ割合は18件と全体の58%を占めている。前年度の割合は69%であり、指導及び支援の長期化は減少傾向にあるものの、10年以上対応している案件は7件と多く残っている。

## 2 長期化する要因について

### (1) 複合的な課題

ごみ屋敷要支援者のなかには、ごみの処分以外にも心身や生活面などの複合的な課題を抱えている場合があり、これが指導・支援を困難化し、ごみ処分を決断するまで多くの時間を要していること。

### (2) 区のごみの処分に係る金銭的支援の上限金額の限界

一度にごみを取り切れず、残置ごみによるごみ屋敷再発の恐れがあること。

## 3 ごみ屋敷要支援者への対応について

### (1) ごみ屋敷対策相談医との連携

医療面の課題（とりわけ精神面）を抱える要支援者が一定程度存在し、対応の長期化がみられる。

このため、令和5年度から精神科医（綾瀬こころのクリニック）への相談委託を開始し、職員の相談を通じて、精神科医の専門的な視点が入ることにより、要支援者への適切な対応と支援につなげている。

【令和7年度職員相談実績 10件】

### (2) 重層的支援体制整備事業による連携

複合的な課題を抱えるごみ屋敷要支援者に対し、福祉や保健センターなど区内連携体制（重層的支援体制）による支援を実施している。

【令和7年度までの支援会議検討実績 7件】

## 4 生活環境保全審議会（※）の開催結果について

令和7年度は1回（令和7年12月26日）開催した。

### (1) 諮問の内容

ごみ屋敷の片付けに係る「支援」について 2件

### (2) 答申内容（結果）

2件とも支援を「可」とする。

### ※ 生活環境保全審議会とは

ごみ屋敷の支援及び対応方針について審議するため、区長の附属機関として設置。

委員は12名 弁護士、医師、学識経験者、区職員等

## 5 情報発信について

要支援者の生活再建を優先的に考える「足立区モデル」のごみ屋敷対策を様々な方法でPRした。

### (1) 足立区のごみ屋敷に関する周知動画「“足立区流”ごみ屋敷対策」

令和8年3月末現在、Youtube 足立区公式チャンネル「動画 de あだち」における周知動画再生回数は、2,769回であった。

(2) テレビ・雑誌の取材	
テレビ	1社
雑誌等	5社
(3) 行政視察等	2件

## 6 今後の方針

ごみ屋敷対策相談医や重層的支援体制整備事業との連携など寄り添い支援を継続し、「ごみ屋敷要支援者が抱える複合的課題への支援」をより一層強化する。

また、事案の困難化に対応するため、令和8年度からは新たな取組である「自己保有物の一時移動支援」や「ごみ処分支援の上限金額拡充」を活用し、支援期間の短縮や円滑なごみ処分、再発リスクの軽減等を図り、ごみ屋敷対策をさらに一歩進め、要支援者と周辺地域双方の生活環境改善に向けて取組む。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

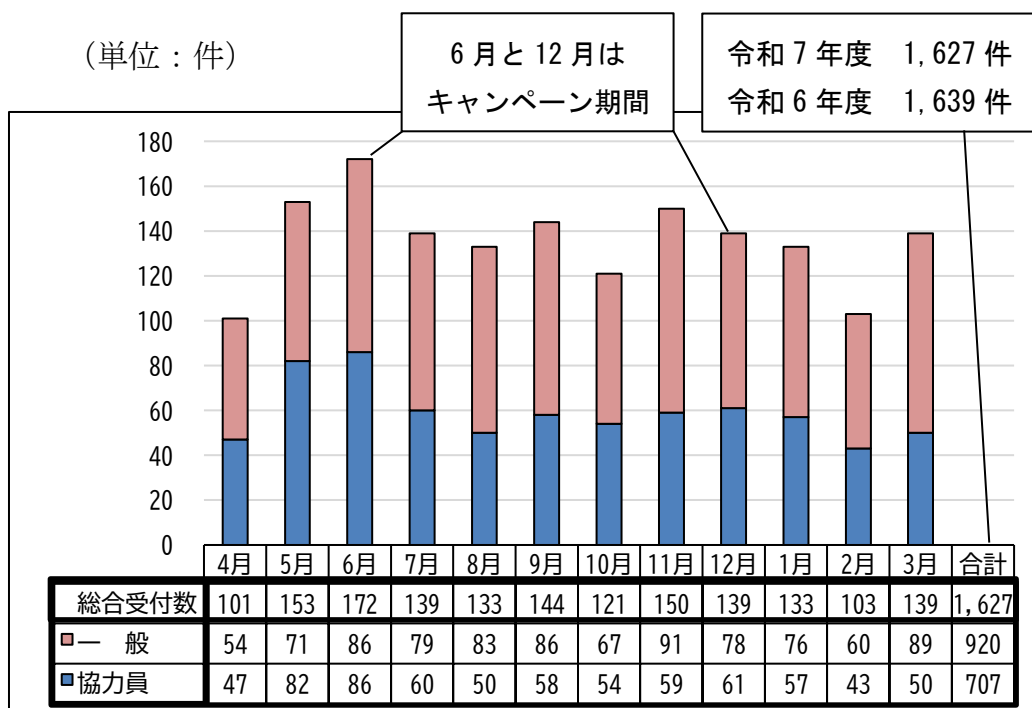
件名	不法投棄対策の実施結果について																																																																																				
所管部課名	環境部生活環境保全課 都市建設部交通対策課																																																																																				
内容	<p>令和7年度不法投棄対策の実施結果について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 不法投棄対策の状況</b></p> <p>令和7年度の足立区不法投棄処理個数は6,881個であり、前年度比で0.8%減となった。開始年度（平成25年度）以降、減少傾向を維持している。</p> <p>(1) 不法投棄処理個数の実績</p> <p>不法投棄物の大半は自転車とごみであり、全体の96%を占めている。特に自転車の不法投棄等の約70%が駅周辺で発生しており（そのうち約半数は北千住・西新井・竹ノ塚・綾瀬の各駅周辺）、不法投棄場所の傾向が過去のデータより明らかとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：個)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所種別</th> <th>区道</th> <th>公園</th> <th>集積所</th> <th>私有地</th> <th>合計</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>3,873</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>3,912</td> <td>-319</td> </tr> <tr> <td>ごみ</td> <td>697</td> <td>1,142</td> <td>724</td> <td>138</td> <td>2,701</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>家電</td> <td>41</td> <td>14</td> <td>142</td> <td>13</td> <td>210</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>バイク</td> <td>54</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>58</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,665</td> <td>1,175</td> <td>872</td> <td>169</td> <td>6,881</td> <td>-52</td> </tr> </tbody> </table>	場所種別	区道	公園	集積所	私有地	合計	対前年度増減	自転車	3,873	15	6	18	3,912	-319	ごみ	697	1,142	724	138	2,701	183	家電	41	14	142	13	210	81	バイク	54	4	0	0	58	3	合計	4,665	1,175	872	169	6,881	-52																																										
	場所種別	区道	公園	集積所	私有地	合計	対前年度増減																																																																														
自転車	3,873	15	6	18	3,912	-319																																																																															
ごみ	697	1,142	724	138	2,701	183																																																																															
家電	41	14	142	13	210	81																																																																															
バイク	54	4	0	0	58	3																																																																															
合計	4,665	1,175	872	169	6,881	-52																																																																															
	<p>(2) 不法投棄処理個数の年度別推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：個)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■自転車</td> <td>8,484</td> <td>7,251</td> <td>6,240</td> <td>5,363</td> <td>5,080</td> <td>4,538</td> <td>4,502</td> <td>3,802</td> <td>3,688</td> <td>4,236</td> <td>4,206</td> <td>4,231</td> <td>3,912</td> </tr> <tr> <td>□ごみ</td> <td>6,863</td> <td>5,787</td> <td>5,675</td> <td>5,465</td> <td>4,899</td> <td>4,969</td> <td>4,293</td> <td>4,078</td> <td>3,022</td> <td>3,338</td> <td>2,567</td> <td>2,518</td> <td>2,701</td> </tr> <tr> <td>□家電</td> <td>541</td> <td>427</td> <td>323</td> <td>211</td> <td>232</td> <td>435</td> <td>580</td> <td>564</td> <td>417</td> <td>306</td> <td>215</td> <td>129</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>■バイク</td> <td>162</td> <td>131</td> <td>69</td> <td>54</td> <td>63</td> <td>33</td> <td>57</td> <td>47</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,050</td> <td>13,596</td> <td>12,307</td> <td>11,093</td> <td>10,274</td> <td>9,975</td> <td>9,432</td> <td>8,491</td> <td>7,154</td> <td>7,910</td> <td>7,032</td> <td>6,933</td> <td>6,881</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	4,236	4,206	4,231	3,912	□ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	3,338	2,567	2,518	2,701	□家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	306	215	129	210	■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	30	44	55	58	合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154	7,910	7,032	6,933	6,881
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	4,236	4,206	4,231	3,912																																																																								
□ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	3,338	2,567	2,518	2,701																																																																								
□家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	306	215	129	210																																																																								
■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	30	44	55	58																																																																								
合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154	7,910	7,032	6,933	6,881																																																																								

## 2 不法投棄総合窓口（以下、不法投棄110番）の受付実績

### (1) 不法投棄110番の年間受付件数

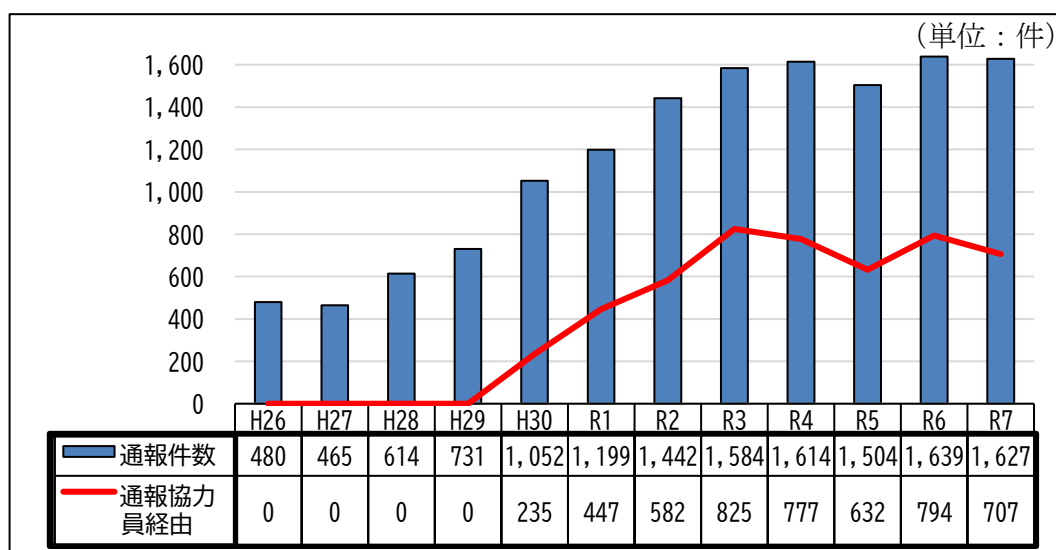
令和7年度の不法投棄110番の受付件数は1,627件であり、通報件数は前年度とほぼ同数を維持している。6月と12月は「不法投棄防止強化月間」に取組み、昨年度と比較し6月の通報数は増加、12月は通報件数が減少した。

約60%が一般の方からの通報であり、不法投棄110番の制度が区内で広く周知されている。



### (2) 不法投棄110番の年度推移

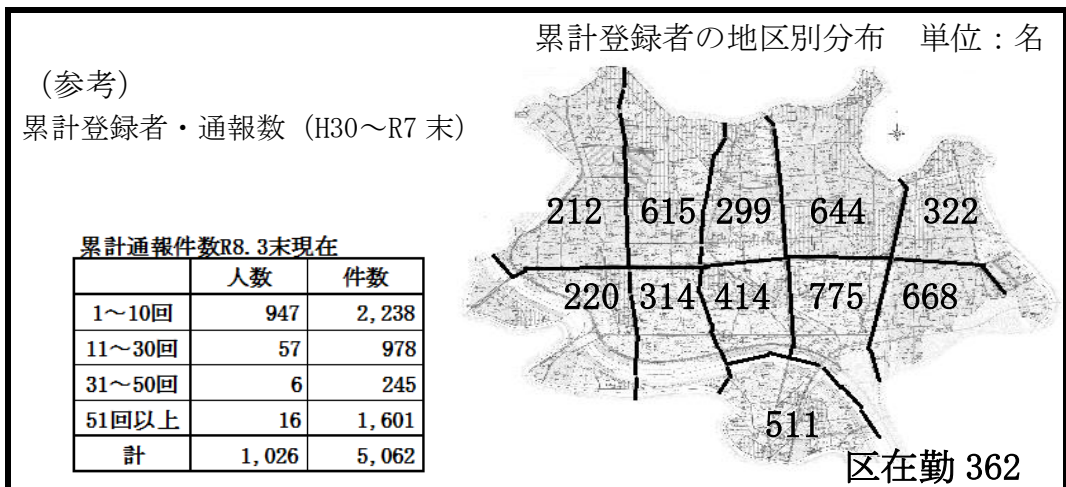
令和7年度に1,627件の通報があり、通報件数を維持している。通報協力員による通報数もおおむね同様である。



### 3 不法投棄通報協力員の状況

区民からの通報が不法投棄の早期発見・早期解決に大きな役割を果たしている。令和7年度は79名の新規登録者があり、通報協力員数は前年度に比べ微増となった。

令和7年度	通報協力員	累計登録者数
令和6年度末登録者数	4,353名	(参考) 下図分布図用 5,356名
新規登録者数	+79名	
辞退者数	-72名	
年度末登録者数	4,360名	



※ 年間の通報回数が30回を超えるゴールド会員は24名

### 4 令和7年度の取組み

#### (1) 不法投棄・落書き一掃キャンペーン

毎年度、不法投棄の増加が見込まれる6月、12月を「不法投棄・落書き防止強化月間」として、不法投棄・落書き一掃キャンペーンを行っている。令和7年度も期間中、通報の協力を呼び掛けるとともに、通報した方には啓発品を贈呈した。

#### 【不法投棄・落書き一掃キャンペーンの実績】

実施期間	令和7年度通報件数（）は令和6年度		
	協力員	一般	合計
第一弾 令和7年5月30日 ～6月30日	91件 (100件)	89件 (85件)	180件 (185件)
第二弾 令和7年12月1日 ～12月31日	61件 (109件)	78件 (69件)	139件 (178件)
合計	152件 (209件)	167件 (154件)	319件 (363件)

※ キャンペーン期間中の通報数は通常時より増える傾向にある。

【参考】強化月間の各周知

区内各所への啓発ポスター掲示、通報した方への啓発グッズ贈呈など、積極的な取組みを実施した。

〈庁有車への貼付〉



〈横断幕の掲出〉



北千住ペDESTリアンデッキ

〈ポスターの掲出（商業施設）〉



アリオ西新井

〈啓発グッズ〉



吸水傘カバー（6月）  
ブランケット（12月）

(2) 不法投棄防止物品無償貸与（通年）

個人敷地内で不法投棄の被害を受けた区民に、各種看板やセンサーライト等の貸し出しを行い、不法投棄を繰り返さない環境への支援を実施した。

物 品 名	令和6年度 実績	令和7年度 実績
不法投棄防止看板	311 枚	254 枚
ポイ捨て禁止看板	91 枚	106 枚
防犯カメラ型センサーライト	106 個	70 個
簡易型センサーライト	55 個	26 個
合 計	563 個	456 個



各種不法投棄防止看板・  
防犯カメラ型センサーライト（参考写真）

## 5 不用自転車無料引取台数（平成26年度～令和7年度）

平成26年度に区内4か所から開始し、令和8年3月31日現在、移送所4か所、駐輪場9か所で引き取りを行っている。

### 【移送所（4か所）】

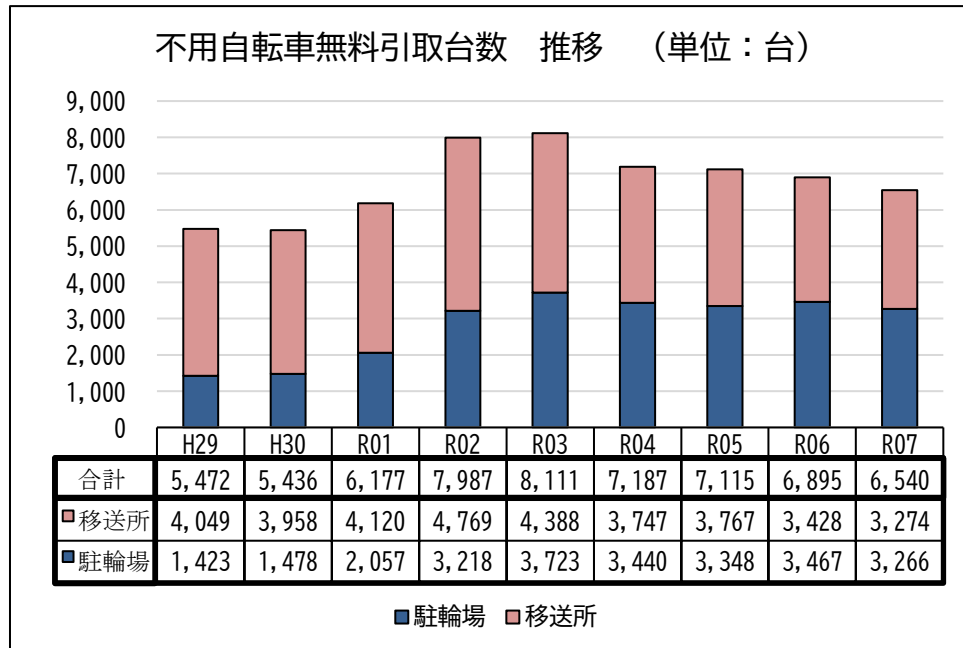
	移送所名	住所
1	扇	扇一丁目1先
2	北綾瀬	谷中一丁目8-10
3	竹の塚	東伊興三丁目18-7
4	中央本町	足立四丁目16-19先

### 【駐輪場（9か所）】

	駐輪場名	住所
1	北千住南	千住旭町42-3
2	五反野北	足立四丁目17-25先
3	関屋	千住曙町42-1
4	千住大橋	千住橋戸町107-1
5	大師前	西新井一丁目16-15
6	竹の塚西	西竹の塚二丁目12-2
7	竹の塚東	竹の塚六丁目16-9先
8	西新井	梅田八丁目14先
9	六町駅	六町四丁目1-25

※令和8年4月1日より「見沼代親水公園駅自転車駐車場」が新設。

令和7年度の実績台数は前年度比で355件の減（前年度比5.1%減）となったが、高い数値を維持している。



## 6 今後の方針

- (1) 区民からの通報が不法投棄、落書きの早期発見・早期解決に直結する。引き続き、通報協力員の新規登録を呼びかけていくとともに、通報協力員との強い連携を進めていく。
- (2) 不法投棄・落書き110番の電話番号の普及に加え、気軽に通報することができる「LINE」を活用した通報方法を、イベントやSNSで積極的に呼びかけていく。
- (3) 足立清掃事務所や都市建設部内の関係部署と連携し、早期解決に向けた対応を進めていく。

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	落書き対策の実施結果について																																																		
所管部課名	環境部生活環境保全課																																																		
内容	<p>落書き対策について、ビューティフル・ウインドウズ運動の一環として「落書きゼロ」をめざし取り組んできた。</p> <p>令和7年度の落書き対策の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 落書き対応状況【令和7年度実績】</b>（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">落書き箇所</th> <th colspan="2">点検</th> <th>通報</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">消去済</th> <th rowspan="2">対応継続中 (次年度繰越分)</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>年末年始</th> <th>落書き 110番等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民有地等</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>38</td> <td>53</td> <td>51</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区管理施設</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>46</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>国・都</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>47</td> <td>59</td> <td>58</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>道路・鉄道・電気事業者等</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>57</td> <td>82</td> <td>80</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>34</td> <td>33</td> <td>188</td> <td>255</td> <td>249</td> <td>※1 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和8年3月末時点の次年度繰越分6件については、令和8年5月末時点で全て消去済みである。</p> <p><b>2 今後の方針</b></p> <p>「落書きゼロ」を目指し、区のイメージアップに寄与する取組を実施する。</p> <p>(1) 落書きの早期発見・早期消去※2の徹底を継続、「落書きゼロのあたり」を目指し、区のイメージアップに寄与する。</p> <p>※2 早期消去とは通報・発見から概ね1か月以内の消去のこと</p> <p>【目標】早期消去率95%（令和7年度実績は90.4%）</p> <p>消去まで1か月を超える案件については、消去まで長くかかることが判明した時点で、所有者に同意を得て、ポスターを貼るなど応急措置をしていく。</p> <p>(2) 令和8年度から稼働した不法投棄・落書きシステムのデータ分析や、令和8年度中に機能追加予定のGoogleでの地域分析により、落書き発生頻度や場所等の傾向分析など、過去データを活用した効果的・効率的な落書き消去の対応を検討、確立する。</p>						落書き箇所	点検		通報	合計	消去済	対応継続中 (次年度繰越分)	夏季	年末年始	落書き 110番等	民有地等	7	8	38	53	51	2	区管理施設	8	7	46	61	60	1	国・都	6	6	47	59	58	1	道路・鉄道・電気事業者等	13	12	57	82	80	2	合計	34	33	188	255	249	※1 6
	落書き箇所	点検		通報	合計	消去済		対応継続中 (次年度繰越分)																																											
夏季		年末年始	落書き 110番等																																																
民有地等	7	8	38	53	51	2																																													
区管理施設	8	7	46	61	60	1																																													
国・都	6	6	47	59	58	1																																													
道路・鉄道・電気事業者等	13	12	57	82	80	2																																													
合計	34	33	188	255	249	※1 6																																													

	<p>(3) 区民からの通報が落書きの早期発見・早期解決に直結する。引き続き、通報協力員の新規登録を呼びかけていくとともに、通報協力員との強い連携を進めていく。</p>
--	--

# 産業環境委員会報告資料

令和8年6月30日

件名	公害苦情相談と環境調査結果について																																																								
所管部課名	環境部生活環境保全課																																																								
内容	<p>令和7年度公害苦情相談と環境調査結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 公害苦情相談</b></p> <p>工場や建設作業等に伴う騒音、振動等の相談を受けて、事業者に対して指導や配慮のお願いをしている。</p> <p>(1) 公害現象別受付件数</p> <p>令和6年度と比較して、7年度は受付件数が47件増加し、452件であった。令和2年度以降公害苦情受付件数は400件を超えている。騒音苦情が最も多いが、全体の割合は昨年度より大きく減少し50%に満たなかった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="406 981 1439 1227"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>騒音※1</th> <th>振動※2</th> <th>悪臭※3</th> <th>粉じん※4</th> <th>ばい煙※5</th> <th>その他※6</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6</td> <td>243</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>49</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>令和7</td> <td>220</td> <td>69</td> <td>62</td> <td>68</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-23</td> <td>+21</td> <td>+10</td> <td>+19</td> <td>+8</td> <td>+12</td> <td>+47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 騒音：カラオケや建設現場の作業等に伴う不快な音          ※2 振動：工場や建設現場の機械作業等に伴う不快な揺れ          ※3 悪臭：飲食店や工場等からの不快な臭い          ※4 粉じん：主に建設現場からの(砂)埃          ※5 ばい煙：野焼き(ごみ等の野外焼却)の煙          ※6 その他：地盤沈下、工場の操業時間など</p> <p>(2) 発生源別受付件数</p> <p>前年度から工場・指定作業場の件数が減少した半面、建設作業と一般に対する苦情は増加し、全体の9割近くを占めている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="406 1682 1439 1928"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>工場</th> <th>指定作業場※1</th> <th>建設作業※2</th> <th>一般※3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>204</td> <td>147</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>令和7</td> <td>35</td> <td>12</td> <td>238</td> <td>167</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-2</td> <td>-5</td> <td>+34</td> <td>+20</td> <td>+47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 指定作業場：産業廃棄物積替保管施設、ガソリンスタンド等への苦情          ※2 建設作業：解体・建設工事に関する苦情          ※3 一般：近隣関係トラブルやカラオケ店舗等への苦情</p>	年度	騒音※1	振動※2	悪臭※3	粉じん※4	ばい煙※5	その他※6	合計	令和6	243	48	52	49	9	4	405	令和7	220	69	62	68	17	16	452	増減	-23	+21	+10	+19	+8	+12	+47	年度	工場	指定作業場※1	建設作業※2	一般※3	合計	令和6	37	17	204	147	405	令和7	35	12	238	167	452	増減	-2	-5	+34	+20	+47
年度	騒音※1	振動※2	悪臭※3	粉じん※4	ばい煙※5	その他※6	合計																																																		
令和6	243	48	52	49	9	4	405																																																		
令和7	220	69	62	68	17	16	452																																																		
増減	-23	+21	+10	+19	+8	+12	+47																																																		
年度	工場	指定作業場※1	建設作業※2	一般※3	合計																																																				
令和6	37	17	204	147	405																																																				
令和7	35	12	238	167	452																																																				
増減	-2	-5	+34	+20	+47																																																				

## 2 環境調査結果

環境調査はいずれも環境基準を満たし、良好な状態を維持している。

### (1) 大気調査

調査は年2回（5月、11月）、1週間6地点で実施。いずれの物質も環境基準を満たしていた。

主な調査物質（SPM（浮遊粒子状物質）・NO<sub>2</sub>（二酸化窒素））の結果は下表のとおり。

道路区分	地点	道路	第1回 (令和7年5月 29日～6月4日)		第2回 (令和7年11月28 日～12月4日)		環境基準
			SPM (mg/m <sup>3</sup> )	NO <sub>2</sub> (ppm)	SPM (mg/m <sup>3</sup> )	NO <sub>2</sub> (ppm)	
高速道路	梅田一丁目	首都高速 中央環状線	0.010	0.014	0.018	0.019	SPM 0.100 mg/m <sup>3</sup> 以下
都道	新田二丁目	環状7号線	0.012	0.015	0.020	0.025	
	中央本町五丁目	環状7号線	0.012	0.014	0.018	0.024	NO <sub>2</sub> 0.06ppm 以下
	大谷田三丁目	環状7号線	0.010	0.014	0.018	0.021	
	千住桜木一丁目	墨堤通り	0.010	0.012	0.019	0.024	
	西綾瀬四丁目	補助140号線	0.011	0.011	0.018	0.019	

※ SPM(浮遊粒子状物質)：大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10μm以下のもの、気管に入りやすく健康への影響がある。

※ NO<sub>2</sub>(二酸化窒素)：自動車の排気ガスに含まれ、呼吸器に悪影響を与える。

### (2) 環境大気中ダイオキシン類調査

調査は年2回（8月・2月）、1週間3地点で実施。

測定値は環境基準を大きく下回っている。

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup> 年平均値)

年度	鹿浜	竹の塚	東和	環境基準
令和6	0.013	0.0096	0.0089	0.6以下
令和7	0.013	0.014	0.017	

※ 竹の塚においては、施設工事の関係で令和6年度と令和7年度で調査地点が異なる。

(3) 一般大気環境中アスベスト調査

調査は年1回(11月)、3日間2地点南花畑地域(※)で実施。測定値は、都内の他地点の測定結果と同程度である。

(一般大気環境中アスベスト調査) (単位:本/リットル)

年度	南花畑1	南花畑2	参考
令和6	0.081	0.12	都内の他地点での測定結果は、0.037~0.37の範囲にある。
令和7	0.10	0.070	

※ 工場や工事現場、幹線道路等の影響がない近接している2地点(花保中学校屋上・花保小学校屋上)を選定(調査方法は、環境省アスベストモニタリングマニュアルに基づく)

(4) 自動車騒音常時監視

調査は年1回(冬季、令和7年度は11月)、1日10区間程度(区内の国道、都道、首都高速道路)で実施。

幹線道路沿いの住宅ごとの騒音レベルを推定し、環境基準を達成している戸数の割合を求める。

環境基準達成率は、昼間と比較して夜間では減少している。

(自動車騒音常時監視測定結果) 環境基準達成率%

年度	全対象戸数(戸)	昼		夜	
		環境基準達成戸数	達成率%	環境基準達成戸数	達成率%
令和6	15,390	15,104	98.1	13,404	87.1
令和7	13,292	13,034	98.1	12,323	92.7

※ 年度毎に調査対象区間は異なる。

(5) 河川水質調査

調査は年4回(4月・7月・10月・1月)、区内8河川1用水11地点で実施。類型指定されている河川の水質は、隅田川のDO以外は環境基準(BOD:5mg/l以下、DO:5mg/l以上)を満たしている。

(河川水質調査) 年平均値(抜粋)

物質	BOD(mg/l)環境基準5以下		DO(mg/l)環境基準5以上	
年度	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋
令和6	2.7	2.5	5.5	7.4
令和7	3.0	2.9	5.6	6.8

※【BOD(生物化学的酸素要求量)】

水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量、値が少ないほど水質がよい

※【DO(溶存酸素量)】

水中に溶け込んでいる酸素の量、値が大きいほど水質がよい

(6) 放射線量測定

調査は、令和7年7月より週1回（それ以前は、雨天を除く毎開庁日）区内4地点で実施。

測定結果は全地点で区の指標値（地上50cm 0.25 $\mu$ Sv/h）を下回っており、長期的に見ると緩やかな減少傾向にある。

なお、測定値が区の指標値以上になった場合は、低減対策を実施する。  
（放射線量定点測定結果 年平均値（地上50cm））（単位： $\mu$ Sv/h）

年度	区立中央公園	東部保健センター	足立清掃事務所	足立清掃事務所 曙分室
令和6	0.06	0.07	0.06	0.06
令和7	0.05	0.07	0.06	0.06

**3 今後の方針**

公害苦情相談対応や環境調査は継続実施し、区民の安全・安心な生活環境を支えていく。また、各調査結果は、環境事業データ集（令和7年度実績版）として、令和8年9月までに区ホームページに掲載する。